

令和3年4月8日

文部科学大臣
萩生田 光一 様

埼玉県知事
大野 元裕

わいせつ行為を行った教員への厳正な対応に関する要望

昨年12月に文部科学省が公表した調査では、令和元年度にわいせつ行為等により懲戒処分等を受けた教員は273人と平成30年度に次いで過去2番目の多さであり、このうち勤務校の児童生徒をはじめ18歳未満に対する行為での処分者は170人と6割を超えているなど、極めて深刻な状況となっています。

埼玉県においても、不祥事防止に関する様々な取組を進めておりますが、令和元年度には17人の教員がわいせつ行為等により懲戒免職となりました。

現行の教育職員免許法では、わいせつ行為等で懲戒免職処分を受けた教員は、免許が失効となるものの、3年を経過すれば再び取得できることとなっています。

文部科学省では、懲戒免職等により免許が失効した者の欠格期間を実質的に無期限に延長するための法改正について検討されたようですが、法制上乗り越えられない課題があるとして、法案の提出には至らなかったと伺っております。

一方で、こうした教員には「二度と教壇に立ってほしくない」という県民や保護者の声も強まっています。

つきましては、下記の要望について、適切かつ迅速な対応を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1 わいせつ行為により懲戒免職処分を受けた教員を二度と教壇に立たせないための方策として、教育職員免許法の改正を行うこと
- 2 学校において子供に対するわいせつ行為が行われないよう、教員の採用に当たって性犯罪歴がないことの証明書を求めることを検討するなど、関係省庁と連携した取組を推進し、必要な環境整備を図ること